

診断権

た場合に算定する。

(昭和 58. 6. 228 保険発 66) 昭和 58 年 7 月 1 日から実施

整復師の業務範囲内で使用される電気光線器具可。

別途通知「昭和 24 年 6 月 8 日医収発第 662 号」整復師業務にともなう薬品（危険性の無いもの）可。「手技療法」が「手技以外一斉不可」とする誤解と偏見の注意。

厚生労働省の自己矛盾です。

柔道整復師の業務に関する疑義

(日本医事新報 No. 3518 平成 3 年 9 月 28 日 137 頁)

医事法制

柔道整復師の業務に関する疑義

〔問〕 このたび柔道整復師がその業務に基づく判断およびその証明について、医師の「診断」およびその「証明」ではないから不可とする事件が発生した。そこで日本接骨師会（協）からの左記の件につき照会したい。

柔道整復師は医学的判断をする余地がないか、また、そのような判断を書面にて交付することは可能か。

(東京 T 生)

〔答〕 医師が患者の健康状態に関し、医学的見地から行う総合的判断を「診断」と称し、これを証する書面を「診断書」と称するが、このことをもって柔道整復師が法律上認められた業務（柔道整復師法第 15 条）の範囲内において、施術のうえで必要な判断を行うことを否定するものではなく、その判断に基づく書面の交付を禁止するものではない。

なお、柔道整復師の行う施術行為は広義の医療行為に含まれる。

(厚生省健康政策局医事課)

厚生労働省の理解困難の証明

本件回答を見れば医師対整復師の関係が如何に対抗的なものではなく共存的なものであるかわかるといいます。本件は損保業界など関係業界の整復師社会への理解不足や誤りのため、医師対整復師の関係を対抗的なものとみなし、「診断・診断書の発行は医師のみができる」とし、強引にこの理論を整復師の正当業務にまで及ぼし否定する乱暴をしている